

はじめに

いじめを未然に防ぐためには、児童・生徒に適切な指導をすると共に、子どもと関わる大人が、いじめを生み出さないように努めることが重要である。そして、「いじめは絶対に許さない」、「いじめはどの児童・生徒にも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、学校・家庭・地域がそれぞれが役割と責任を自覚し、いじめの問題と向き合わねばならない。

1 基本方針策定の意義

越生町いじめ防止基本方針は、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、越生町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、越生町立小・中学校、家庭、地域住民その他の関係機関が連携し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、「*児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

*「国の基本方針」参照

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。近年、インターネットやコミュニティサイトでのいじめなど、形態が多様化しており、全ての児童・生徒に「いじめを生み出さない指導」が重要である。

また、いじめまたはいじめと思われる行為が発生した場合、速やかな解決のために、学校・家庭・教育委員会の組織的な対応が不可欠であり、これらの対応だけで解決が難しい場合には、関係機関（警察、児童相談所等）と適切に連携を図ることが必要である。

さらに、家庭、地域、関係機関が学校と連携し、いじめの問題を克服するための継続的な取り組みを推進することが重要である。

4 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国のいじめ防止基本方針や越生町いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

全ての児童・生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。そのため、児童・生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

イ 早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候を見過ごさず、積極的に認知する。そのため、日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめが起こらないようにする。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員だけに任せることなく、速やかに組織的に対応し、被害児童・生徒を守り通すとともに、加害児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、関係する児童・生徒の保護者には、子どものよりよい成長と再発防止の観点から、指導への理解及び協力を要請し、取り組む。また、必要に応じて関係機関・専門家等と連携して対応する。

エ 重大事態への対処

いじめにより児童・生徒の生命、心身、財産等に重大な被害が生じた疑いがあると判断される場合には、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行う。

5 教育委員会における取組

(1) 日常的な学校支援

いじめ防止等の取組に関して学校訪問等を通じて指導・助言を行う。

(2) いじめの実態把握

各学校のいじめの発生状況や対応状況を調査・把握し指導に生かす。

(3) 関係機関との連携

必要に応じて、警察、児童相談所、民生・児童委員等、健全育成に関わる関係機関や専門家と連携し学校を支援する。

(4) 教員研修

いじめの問題の理解と対応についての教員研修を実施する。

(5) 啓発活動

いじめの問題の理解と対応について、保護者や関係機関等への啓発を行う。

(6) 教育相談

電話・来所によるいじめの通報や相談を受ける体制を整備するとともに、学校へ心理の専門家の派遣を行う。

(7) 重大事態発生時の対処

学校と連携して事実関係を明らかにするための調査を実施するほか、必要に応じて第三者を加えた組織により、詳細な調査や対策についての検討を行う。

6 その他の事項

附則 この方針は、平成26年5月16日から施行する。